

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

見守り 新鮮情報

SMSやメールでのフィッシング詐欺に注意！

スマートフォンに「E T Cカードを更新するように」とのメールが頻繁に入るようになった。所有しているクレジットカード会社発行のE T Cカードの手続きが必要なのかと思い、URLを開いてメールアドレスやパスワード、クレジットカード番号等を入力した。その後、カード会社に連絡をすると覚えのない決済があり、1万2千円が使用されていた。



【ひとこと助言】

- ・IDやパスワード等の使い回しを避けることで被害の拡大を防ぐことができます。
- ・記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。

くらしの危険

道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車

インターネット通信販売サイトでは、道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車が、自転車として道路を通行できるように販売されていることがあります。

一般的に「電動アシスト自転車」と呼ばれるものは、人の力に対する補助力として電動モーターによる力が加わるものです。スロットルが取り付けられているなど、人の力ではなく、電動機により走行できる車両は、道路交通法の基準に適合しないため、自転車として道路を通行することはできません。



【消費者へのアドバイス】

- ・購入の際は、型式認定のT SマークやB A A マークを目安にしましょう。
- ・購入前に「型式認定」を取得しているか調べましょう。
- ・購入後にアシスト機能を停止する速度を変更出来ることや、スロットル付きから電動アシスト自転車に仕様変更できることをうたった商品に注意しましょう。

～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」、「くらしの危険」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約ください。

【開催日時】7月5日(金)

午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◆ 村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◆ 消費者ホットライン（全国共通） ☎1 8 8 ※3桁で繋がります。
- ◆ 県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379